

岩手県森林審議会
林地保全部会の審議結果について

- 1 岩手県森林審議会林地保全部会の開催状況（令和5年12月14日～令和6年12月10日）
審議案件が無かったことから、林地保全部会は開催していない。
- 2 岩手県森林審議会の意見聴取を要しない案件について（令和5年12月14日～令和6年12月10日）
前回開催された森林審議会（令和5年12月14日）以降の許可状況は、別紙のとおり、工場、事業場の設置3件となっている。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

開発行為の目的	件数（件）	許可面積（ha）	摘 要
工場、事業場の設置	3	11.6611	事業所用地造成1件 風力発電施設1件 木質バイオマス発電所及び関連施設1件
道路の改築	1	5.8172	高速道路の改築（堆雪場）
合 計	4	17.4783	

【参考1】

- ① 許可は「森林法第10条の2」に基づき、開発者が県に申請した林地開発許可申請に対して、県・権限移譲市町村が許可するもの。
- ② 同意は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、開発者が市町村に申請した「設備整備計画」について、市町村が県に協議して同意を求めるもの。

【参考2：岩手県森林審議会への諮問要件】

- ① 森林法第10条の2の規定に基づき知事が行う開発行為の許可で、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの、審議会諮問後の面積が累計で5ヘクタール以上増加するもの及びその他知事が特に必要と認めるもの。
- ② 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づき知事が行う設備整備計画の同意で、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの、審議会諮問後の面積が累計で5ヘクタール以上増加するもの及びその他知事が特に必要と認めるもの。
- ③ 森林法第26条及び第26条の2の規定に基づく保安林の転用に係る解除（※1）で、保安林の転用に係る解除面積が1ヘクタール以上のもの、1ヘクタール未満のうち知事が特に定めた（※2）もの及び国土、環境等の保全上特に支障があると認められるもの。
 - ※1 国又は地方公共団体が行うものを除く。
 - ※2 次に該当するもの。
 - (1) ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの。
 - (2) 土石採取に係るもの。
 - (3) 宅地造成に係るもの。
 - (4) 工場又は事業場及びその関連施設に係るもの。

別紙

1 森林審議会林地保全部会審議案件の林地開発許可

(令和5年12月14日～令和6年12月10日)

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可 累計面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
			審議案件なし						
	計	0件		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000		

2 森林審議会林地保全部会審議対象外の林地開発許可（目的別）

(令和5年12月14日～令和6年12月10日)

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可 累計面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
1	株式会社 カガヤ不動産	工場、事業場の設置	金ヶ崎町六原前二ツ森地内	3.1903	3.1234	2.6106	2.6106	R6.2.5	事業所用地造成
2	折爪岳風力発電合同会社	工場、事業場の設置	軽米町山内第15地割地内	4.6000	4.4652	3.0013	3.0013	R6.3.27	風力発電施設
3	株式会社 八幡平ネクストエナジー	工場、事業場の設置	八幡平市大更第2地割地内	8.6308	8.6308	6.0492	6.0492	R6.7.5	木質バイオマス発電所及び関連施設
	計	3件		16.4211	16.2194	11.6611	11.6611		
1	東日本高速道路 株式会社 東北支社	道路の改築	西和賀町越中畑地内	5.8172	5.8172	5.8172	5.8172	R6.3.29	堆雪場
	計	1件		5.8172	5.8172	5.8172	5.8172		
	合計	4件		22.2383	22.0366	17.4783	17.4783		